

秋田県告示第43号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成31年1月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
平成31年1月11日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社柴田水道工業
大館市軽井沢字五輪岱86番地2
代表取締役 柴田 洋
秋田県知事許可（般-25）第20052号
- 3 処分の内容
土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成31年1月11日付けで土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。